

順天堂大学外部評価委員会規程

令和2年4月1日
令和3年4月1日
令和7年10月1日
改正 令和8年1月1日

(目的)

第1条 本学が行う自己点検・評価及び内部質保証に関する評価を行うため、学長の諮問機関として順天堂大学外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(評価委員会の役割、結果の公表及び改善への取り組み)

第2条 評価委員会は、原則毎年度、学長からの諮問を受けて評価を行い、その結果を学長に報告する。

- 2 学長は、評価委員会の自己点検・評価及び内部質保証に関する評価の結果を公表する。
- 3 学長は、評価委員会の評価結果のうち必要と考える事項について、当該部門の長に対してその改善の実施を求める。

(評価委員会の業務)

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学が行う自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価に関する業務
- (2) 本学が行う内部質保証の有効性に関する評価に関する業務
- (3) 学長が必要とする重要事項に関する評価に関する業務
- (4) その他内部質保証のため必要な評価に関する業務

(評価委員会の構成)

第4条 評価委員会は、本学の役員又は教職員でない、学外の有識者若干名の委員をもって構成する。

- 2 前項の委員は、評価を行う年度ごとに、学長が指名し委嘱する。

(委員長等)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(評価委員会の運営)

第6条 評価委員会は、学長の諮問を受けて、委員長が招集する。

- 2 評価委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の定めるところによる。
- 4 前項の場合、委員長は委員として議決に加わることができない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長においてあらかじめ全学質保証委員会の議を経て、大学協議会の意見を聴き、理事長の承認を得るものとする

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。